

令和7年12月12日

指定管理者の指定について（練馬区立光が丘区民ホールおよび
練馬区立はつらつセンター光が丘）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立光が丘区民ホールおよび練馬区立はつらつセンター光が丘の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都練馬区光が丘六丁目4番1号
社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団
理事長 白井素子

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

令和7年4月11日	第1回指定管理者選定小委員会 （業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする 団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指 定の期間の審議） （モニタリングチェックシートに基づく最終総合評 価）
5月21日	令和7年度第1回指定管理者選定委員会 （業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする 団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指 定の期間の審議結果の報告） （モニタリングチェックシートに基づく最終総合評 価） （現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象 団体として特定）
6月25日	第2回指定管理者選定小委員会 （企画提案書作成要項の審議）
7月4日	企画提案書作成要項配付
8月8日	申請書類受付
8月13日	経営診断委託
8月28日	第3回指定管理者選定小委員会

	(施設実地調査の実施)
	(プレゼンテーションおよびヒアリングの実施)
	(申請団体の評価、採点)
10月27日	令和7年度第3回指定管理者選定委員会 (申請団体の審査、指定管理者候補の決定)
12月12日	令和7年第四回練馬区議会定例会 (指定管理者指定議案議決)

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、多数の高齢者施設を運営している利点を生かし安定した施設運営が行われていること、地域特性や利用者ニーズを踏まえた介護予防や健康づくりの取組のほか、デイサービスセンター跡施設を活用した社会参加促進への取組が期待できること、さらに練馬区立光が丘区民ホールおよび練馬区立はつらつセンター光が丘の機能を生かすとともに、連携した効率的な施設運営を提案していること等の理由により、社会福祉法人練馬区社会福祉事業団が練馬区立光が丘区民ホールおよび練馬区立はつらつセンター光が丘を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容（主な提案の内容、評価した点等）はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

(1) 安定性・継続性

収入に占める補助金・委託料収入の割合が低いため、自主運営能力が高い。

また、資金力、借入金の返済能力および経営の安全性が優れており、長期的に安定した事業活動が可能である。

(2) 当該施設の運営実績

区民ホールでは、人の交流には「場づくり」が重要であるという考えのもと、利用団体の紹介や広報紙を通じて地域住民の交流促進に取り組んだ。

はつらつセンターでは、一人暮らしが多い地域の特性を踏まえ、「光が丘でつなぐ・つなげる・つながり合う」をスローガンに掲げ、孤立防止の工夫をした交流事業やサークル支援を通じた仲間づくりを実施した。

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則等を定め、適正に運用している。

法人が運営する練馬福祉人材育成・研修センター主催の研修等を活用し、

人権教育、ハラスメント防止や接遇の向上など職員育成を行っている。

苦情への対応については「利用者からの苦情解決の取組に関する実施要綱」を定めており、苦情受付担当者および苦情解決責任者を任命し、マニュアルに基づいた責任ある対応を行っている。また、苦情窓口として法人本部、第三者委員会も設置している。

利用者の意見を伺う場として利用者懇談会を活用するとともに、匿名でも意見できるご意見箱の設置や利用者アンケートの回答を施設に掲示する等、公正性と透明性が確保されている。

【提案審査】

(3) 施設運営体制

法人管理者層が、「経営会議」で各事業におけるサービス向上に向けた情報共有、管理職層による指導、苦情情報・事故報告の共有、経営分析等を行っている。また、法人リスクマネジメント委員会からの提案や事業運営の向上について協議を行い、その内容が各職員へ伝達され、事業運営の向上につながっており、引き続き取り組むとしており、評価できる。

利用者からの意見を実施事業メニューの決定や施設設備の充実および施設利用の安全確保に反映するとしている。ご意見箱や運営委員会等から個別のニーズを受け止め、第三者評価では広くニーズを確認し、引き続き改善を図っていくとしており、評価できる。

感染症拡大防止策として、職員はユニバーサルマスキングの実施や手洗いの励行等を行っている。また、新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続計画（BCP）を備え、法人全体で統一した対応を引き続き行う提案があり、評価できる。

(4) 運営経験を生かした取組

区民ホールでは、地域住民が創作や表現活動に気軽に参加できる機会を提供するための取組として、年6回発行しているお便り「きずな」やメンバーを募集中の団体情報を掲示する「サークル紹介カード」を活用する提案があり、評価できる。

はつらつセンターでは、20年間施設の運営を担い、生涯学習、フレイル予防、文化および地域活動ならびにデジタル格差解消事業等を元気高齢者や若者サポートステーションなど地域資源のボランティアによるマンパワーを活用して開催してきた。引き続き、ボランティア活動の機会や社会貢献の場づくりが、地域活動に参加するきっかけとして機能することで、高齢者の生活をより豊かにする提案があり、評価できる。

(5) 施設の維持管理・安全性への配慮

緊急連絡網や震災時BCP等を備え、危機的事象発生時には、施設職員から法人本部に報告し、法人本部主導のもと被害の最小限化を図る取組を継続するとしており、評価できる。

施設単独での解決が困難な場合は、法人本部および近隣の法人内施設と

の連携を図り、相互に支援できる体制を継続する提案があり、評価できる。

(6) 効率的な管理運営

法人が複数の施設を運営し豊富な人的資源を有するメリットを生かし、法人の介護福祉士・管理栄養士など各種専門職による専門性の高い事業を多職種の連携により実施する提案があり、評価できる。

法人本部では、人事管理システムによる給与管理や定数管理など各種運営データを月次で集約し、施設運営の改善に役立てるなど、大規模法人のスケールメリットを積極的に活用し、引き続き効率的な運営を行う提案があり、評価できる。

(7) 施設特性に応じた評価項目

区民ホールでは、はつらつセンターとの共催でユニバーサルスポーツの体験会や音楽会を毎月実施する。秋にははつらつセンターの利用者による芸能大会を、冬には展示会をそれぞれ開催する提案がある。

はつらつセンターでは、新たに機能訓練指導員が近隣施設に出張するほか、オンライン配信の活用により関連施設へ運動や健康情報を効率的に届ける提案がある。

また、法人の他介護事業所等と連携した「認知症にやさしい地域づくり」イベントの開催を引き続き行う。とうきょう認知症希望大使・家族会による講演、認知症 VR 体験、認知症サポーター養成講座などから理解促進を図り、安心して暮らせる街づくりを目指す提案がある。

さらに、終活に関する講演やアドバンスケアプランニング（最後の時まで自分らしく生きたい意思表示）に関する講演など「早めに知っておくと効果的、生活を豊かにする情報」を提供する。高齢者だけでなく家族や興味のある方に向け、オンラインで配信する提案がある。

デイサービスセンターの廃止により拡大するスペースは、新たに「地域とともに交流を育む場」として活用する。ユニバーサルスポーツやコミュニティカフェ事業による多世代交流や共生社会への理解促進を図る。また、社会福祉協議会と連携したボランティア活動支援拠点として、地域イベントでのワークショップ開催や地域花壇管理などを後押しする提案があった。これらの取組を通じて地域との連携を深め、施設内外を問わず高齢者が主体的に活動に参画できる仕組みの構築が期待できる。

以上の提案は、いずれも区が期待する区民ホールおよびはつらつセンターの施設特性に合致した提案であり、特に評価できる。

(8) 地域への貢献

「ひかりのかけはし」（光が丘区民センター近隣施設による協議体）に出席し、児童館での子どもたちの発表会などのイベントに対し、開催場所の提供や物品の貸出しを行っている。人手が不足する場合には、区民ホールやはつらつセンターの職員またはイベントに関心のある施設利用者が、ボランティアとして参加するなど、地域の活性化と区民相互の交流に寄与す

る提案があり、評価できる。

練馬光が丘病院の医師による健康講座、薬剤師による熱中症関連講座、行政書士会との終活講座など、関係機関と連携した取組の提案があり、評価できる。

法人が運営する区民ホールおよびはつらつセンターの職員は8割弱が区内在住である。非常勤職員の採用については、近隣住民が応募しやすいよう短時間勤務など柔軟な雇用形態を整え、区民採用を基本とする提案がある。また、業務の再委託や物品の調達に当たっては、シルバー人材センターや区内事業者の活用に努めており、継続して取り組む提案があり、いずれの提案も評価できる。

別表

指定管理者（社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団）選定の審査結果
（練馬区立光が丘区民ホールおよび練馬区立はつらつセンター光が丘）

	評価項目	評価基準	配点	得点
団体 審査	1 安定性・継続性	(1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5 点	4 点
	2 当該施設の 運営実績	(1) 当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (2) 利用者等への対応	15 点	12 点
提案 審査	3 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制 (5) 感染症拡大防止のための取組	50 点	40 点
	4 運営経験を 生かした 取組	(1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組	40 点	32 点
	5 施設の維持 管理・安全性 への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制	20 点	16 点
	6 効率的な 管理運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性	20 点	16 点
	7 施設特性に 応じた 評価項目	(1) 高齢者の健康づくり・介護予防・社会参加の推進に向けた取組 (2) 一体的な施設運営に向けた事業内容の提案	20 点	20 点
	8 地域への 貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30 点	24 点
合 計			200 点	164 点